

平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の
諸問題におけるいじめの現状について(概要)

1 要 旨

文部科学省が全国における標記調査のいじめに関する再調査の結果を取りまとめたところであり、当該結果における山口県の状況について公表する。

2 調査対象

国・公・私立の小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校

3 山口県公立学校におけるいじめの現状

1 いじめの認知件数 (公立小・中・高・中等・特)	2,170件(前年度871件) ※149%増加 [認知率 16.1件(前年度6.4件) ※9.7件増加]
------------------------------	---

※ (いじめの)認知率については、児童生徒1,000人当たりの数。

※ 山口県公立学校数

小学校 305校、中学校 154校(含中等教育学校前期課程1校)、
高等学校 55校(含中等教育学校後期課程1校)、特別支援学校12校



児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の一部見直しに当たって

○ 見直しの背景等

- (1) 岩手県で中学2年生が自殺した事案において、学校は児童生徒間トラブルと捉え、いじめとして捉えなかったことを踏まえ、他にも同様の事案があることを懸念した国からの依頼に基づき行った措置である。
- (2) 児童生徒間トラブル等の再検証も含め、平成26年度間の調査の見直しを各市町教委、学校に依頼した。
※ 見直しにより、認知件数は76%増加。
- (3) 見直しの結果、認知件数が増加しているが、それは、今回の見直しに当たり児童生徒間トラブルを含め、いじめを幅広く捉え、以下記載の留意点を踏まえた認知がされたものと考えている。

○ いじめ認知に関する考え方

- (1) いじめは、社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷つける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、成長の過程で様々な失敗を経験し、その中にはいじめに該当するものもしばしば含まれる。
- (2) いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握（認知）し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

○ 見直しに当たり留意した点

- (1) 初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解決したいじめ事案（解決したのでいじめが発生しなかったことにはならない）についても遺漏なく認知件数に計上すること。
- (2) 児童生徒間トラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがあつた可能性を踏まえ、いじめの定義に従い適切に判断すること。

いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こつた場所は学校の内外を問わない。

平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題におけるいじめの現状について（公立学校）

(1) いじめ（小・中・高・中等教育学校及び特別支援学校）

（ ）内は前年度との比較

区分	山口県		全国		
	認知件数	認知率(件)	認知件数	認知率(件)	
小	公立	1,374 (+971)	19.5	121,635 (+3,947)	18.8
	国公私小計	1,374 (+969)	19.3	122,721 (+3,973)	18.6
中	公立	711 (+299)	19.5	51,200 (▲2,446)	15.8
	国公私小計	726 (+311)	18.9	52,969 (▲2,279)	15.0
高	公立	74 (+29)	2.8	9,181 (+248)	3.9
	国公私小計	95 (+32)	2.5	11,404 (+365)	3.2
特	公立	11 (±0)	6.4	956 (+195)	7.3
	国公私小計	11 (±0)	6.3	963 (+195)	7.1
計	公立	2,170 (+1,299)	16.1	182,972 (+1,944)	15.0
	国公私合計	2,206 (+1,312)	14.8	188,057 (+2,254)	13.7

※ 認知率は、児童生徒1,000人当たりの認知件数

ア 本県の状況

(ア) 公立学校におけるいじめの認知件数は、2,170件（小学校1,374件、中学校711件、高等学校74件、特別支援学校11件）であり、前年度より1,299件増加した。

(イ) 認知したいじめのうち、年度内に解消したものは79.9%（全国数値88.8%）である。一定の解消を含めると97.8%（全国数値97.9%）が好転している。

(ウ) 特別支援学校を含む学年別いじめ認知件数は、小学生では2年生から6年生までほぼ同様の認知件数であり、小学生の占める割合は全体の63.4%である。中学生では、1年生が最も多く350件（16.1%）、次に2年生が243件（11.2%）、3年生が121件（5.6%）であり、中学生の占める割合は全体の32.9%である。高校生の占める割合は全体の3.7%である。

(エ) いじめの態様については、それぞれの校種で「冷やかしやからかい、悪口、脅し文句」が最も多く、小学校901件（65.6%）、中学校427件（60.1%）、高等学校47件（63.5%）である。次に小学校では「軽くぶつかる、叩く、ける」が276件（20.1%）、中学校では「仲間はずれ、集団による無視」が104件（14.6%）、高等学校では「パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる。」が14件（18.9%）と続く。

イ 主な取組

「山口県いじめ防止基本方針」に基づく、社会総がかりでの取組の推進

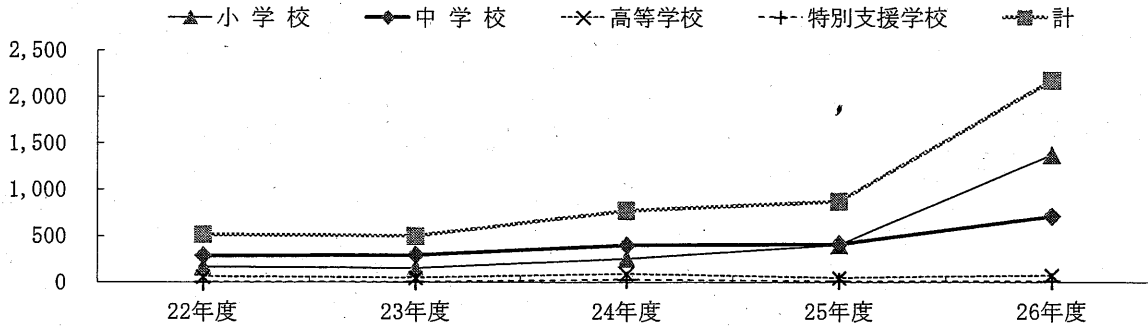
- ・ 外部専門家や地域人材の参画を得た「学校いじめ対策委員会」を中核とする、学校組織体制の充実
- ・ コミュニティ・スクール等と連携・協力した見守り体制、開かれた学校づくりの促進
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の活用及び児童相談所・警察等関係機関と連携した取組の推進
- ・ 「やまぐち子どもSOSダイヤル」による24時間体制での電話相談対応
- ・ 児童生徒の適切なインターネット利用対策へ向けた、情報モラル教育の充実及び保護者等への啓発の促進

いじめの状況 (H26山口県)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から)

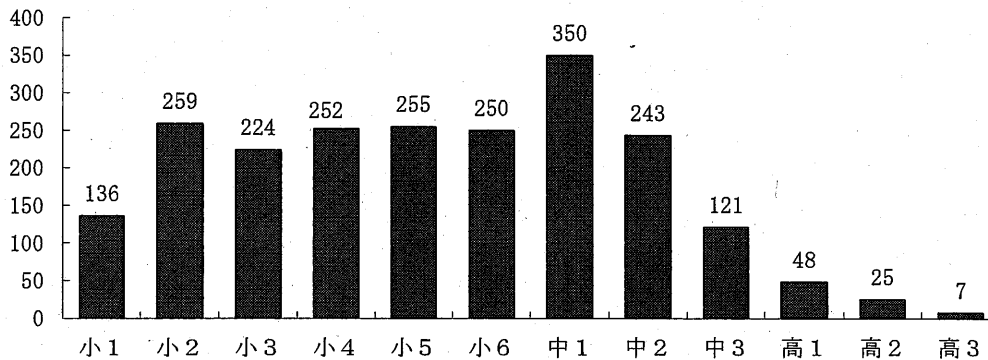
いじめの定義「児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

<認知件数>

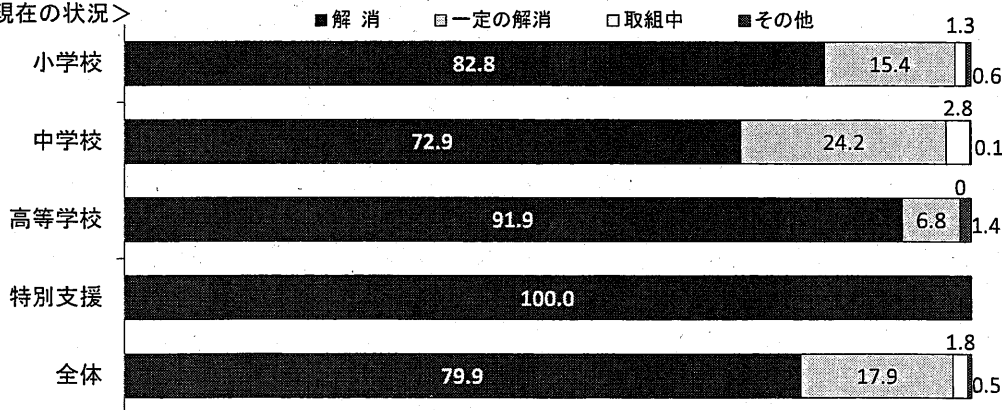


区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校	167	155	255	403	1,374
中学校	288	294	399	412	711
高等学校	58	45	90	45	74
特別支援学校	0	4	27	11	11
計	513	498	771	871	2,170

<学年別いじめ認知件数> ※ 特別支援含む



<いじめの現在の状況>



<全国との比較>

() 内は前年度との比較

区 分	山 口 県		全 国	
	認知件数	認知率(件)	認知件数	認知率(%)
公 立	2,170(+1,299)	16.1(+9.7)	182,972(+1,944)	15.0(+0.3)